○河合町既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりのための第一歩として、地震発生時に倒壊して避難路等をふさぎ、避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高く、大規模火災の可能性がある木造住宅の耐震診断を早急に普及させるため、既存木造住宅の耐震診断に関して所有者の申請に基づき助成を行う、河合町既存木造住宅耐震診断事業（以下「事業」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　住宅　一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の１／２未満のもの）を含む。）をいう。

(2)　耐震診断　奈良県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく評価方法により地震に対する安全性を評価することをいう。

(3)　耐震診断員　奈良県木造住宅耐震診断員登録要綱第５条第１項の規定に基づき奈良県木造住宅耐震診断員として、奈良県に登録された者をいう。

（事業対象区域）

第３条　事業の対象となる区域（以下「事業対象区域」という。）は、河合町内全域とする。

（事業対象建築物）

第４条　事業の対象となる建築物（以下「事業対象建築物」という。）は、事業対象区域内に存する住宅のうち、昭和５６年５月３１日以前に着工された木造住宅であって、延べ床面積がおおむね２５０平方メート以下で、かつ、地階を除く階数が２以下のものとする。

（事業対象者）

第５条　事業の対象となる者は、前条に規定する事業対象建築物の所有者とする。

（助成の内容）

第６条　町長は、事業対象建築物の所有者の申請に基づき、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施するものとする。

第７条　前条の耐震診断に係る所有者の負担する費用は無料とする。

２　耐震診断の実施は、事業の対象となる建築物１棟につき、１回限りとする。

（助成の申請）

第８条　第６条および前条の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1)　河合町既存木造住宅耐震診断事業助成申請書（様式第１号）

(2)　事業対象建築物の所有者が確認できる書類

(3)　事業対象建築物の建築時期が確認できる書類

(4)　事業対象建築物の位置図及び住宅の外観写真

(5)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（助成の決定等）

第９条　町長は、前条の申請を受理し適当と認めたときは、助成の決定を行い、河合町既存木造住宅耐震診断事業助成決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、助成について必要な条件を付することができる。

２　町長は、前条の申請を不適当と認めこれを却下するときは、河合町既存木造住宅耐震診断事業助成申請却下通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第１０条　前条第１項による助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成の決定に係る内容を変更しようとするときは、河合町既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更承認申請書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の書類を受理し適当と認めたときは、河合町既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更決定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（中止の申請）

第１１条　助成決定者は、助成の決定に係る耐震診断を中止しようとするときは、河合町既存木造住宅耐震診断事業助成中止承認申請書（様式第６号）を町長に提出しなければならない。

（完了報告書の提出）

第１２条　助成決定者は、耐震診断事業を完了したときは、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1)　河合町既存木造住宅耐震診断事業助成完了報告書（様式第７号）

(2)　前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（その他）

第１３条　この要綱に規定するもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年６月１日から施行する。